

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ		コード	7186
提出日	2020/5/25	異動（予定）日	2020/6/19	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	秋吉 満	社外取締役	○													○		有
2	山田 能伸	社外取締役	○													○	新任	有
3	依田 真美	社外取締役	○													○	新任	有
4	緒方 瑞穂	社外監査役	○													○		有
5	橋本 圭一郎	社外監査役	○													○		有
6	房村 精一	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はございません。	秋吉満氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を務め、現在はみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、丸紅株式会社と当社およびグループ各社との間における2019年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であること、また、みずほ丸紅リース株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はございません。	山田能伸氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	該当事項はございません。	依田真美氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項はございません。	緒方瑞穂氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、株式会社緒方不動産鑑定事務所の代表取締役を務めておりますが、同社と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

5	該当事項はございません。	橋本圭一郎氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、現在公益社団法人経済同友会の副代表幹事・専務理事および塩屋土地株式会社の取締役を務めておりますが、公益社団法人経済同友会と当社およびグループ各社との間における取引は、同社会員にかかる支払いのみであり、2019年度の取引額は、同社事業活動収入の1%未満であること、また、塩屋土地株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないことから、独立性に影響をあたえるものではありません。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
6	該当事項はございません。	房村精一氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、弁護士である同氏と当社およびグループ各社との関係については、同氏が、当社の子会社である株式会社横浜銀行の社外監査役としての報酬以外に金銭その他の財産を得ていないことから、独立性に影響を与えるものではありません。上記を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

1. 社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者としします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※「主要な」の定義
直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※「法人等」の定義
法人以外の団体を含む。

※「多額」の定義
過去3年平均で、年間1,000万円以上

※「近親者」の定義
二親等内の親族

※「重要でない者」の定義
「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などという。

2. 軽微基準

「役員の属性」の記載に関し、取引については、上記「社外役員の独立性判断基準」を満たす場合は軽微基準の範囲内として記載を省略します。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。